

○大野市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例

平成 1 7 年 6 月 2 4 日

条例第 1 0 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき、大野市（以下「市」という。）が設置する公の施設（以下「施設」という。）の管理を行わせる指定管理者の指定の手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(募集)

第 2 条 市長又は教育委員会（以下「市長等」という。）は、指定管理者に施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、指定管理者になろうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）を公募するものとする。

- (1) 施設の概要
- (2) 申請の資格（以下「申請資格」という。）
- (3) 申請を受け付ける期間（以下「申請期間」という。）
- (4) 次条各号に掲げる書類の内容
- (5) 管理の基準
- (6) 管理業務の範囲
- (7) 利用に係る料金に関する事項
- (8) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間
- (9) 選定の基準
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が別に定める事項

(指定の申請)

第 3 条 指定管理者になろうとする法人等は、次に掲げる書類を申請期間内に市長等に提出して、その申請をしなければならない。

- (1) 管理業務の計画書
- (2) 管理に係る収支計画書
- (3) 当該法人等の経営状況を説明する書類
- (4) 申請資格を有していることを証する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が別に定める書類

(選定方法及び選定基準)

第4条 市長等は、申請期間内に前条の申請をした法人等（以下「申請者」という。）があったときは、申請資格を有する申請者の中から、次に掲げる選定の基準に照らし、施設の管理を行うに最も適当と認める法人等を、指定管理者となるべき法人等として選定するものとする。

（1）市民の平等な利用が確保されること。

（2）前条第1号の計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること。

（3）前条第1号の計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産、経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。

（4）前条第2号の収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること。

（5）前各号に掲げるもののほか、市長等が施設の性質又は目的に応じて別に定める基準を満たしていること。

（選定結果の通知）

第5条 市長等は、前条の規定による選定を行ったときは、速やかにその結果を申請者に通知しなければならない。

（再度の選定）

第6条 市長等は、前条の規定による通知をした後、第4条の規定により選定した法人等（以下「被選定者」という。）を指定管理者に指定することが不可能となり、又は著しく不適当と認められる事情が生じたときは、申請者（当該被選定者を除く。）の中から再度同条の規定により指定管理者となるべき法人等を選定することができる。

（公募によらない指定管理者の候補者の選定）

第7条 市長等は、施設の性格、規模、機能等を考慮し、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより、当該施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成できると認めるときは、第2条の規定に関わらず、公募によることなく市が出資している法人又は公共団体若しくは公共的団体（次項において「出資団体等」という。）を指定管理者の候補者として選定することができる。

2 市長等は、前項の規定により選定しようとするときは、あらかじめ第3条各号の事項について当該出資団体等と協議を行うものとし、第4条各号に掲げる基準に照らし総合的に判断を行うものとする。

(指定管理者の指定)

第8条 市長等は、法第244条の2第6項の規定による議会の議決があったときは、当該議決に係る被選定者又は第7条第1項の候補者を指定管理者に指定するものとする。

2 市長等は、指定管理者の指定を行ったときは、その旨を告示しなければならない。

(協定の締結)

第9条 前条第1項の被選定者又は候補者は、指定管理者の指定を受けるときは、市長等と施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 管理する施設の概要
- (2) 指定の期間
- (3) 管理業務に関する事項
- (4) 第3条第1号の計画書に記載された事項
- (5) 利用に係る料金に関する事項
- (6) 市が支払うべき管理費用に関する事項
- (7) 全部委託及び権利譲渡の禁止に関する事項
- (8) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (9) 目的外使用に関する事項
- (10) 施設の改修及び備品等の購入に関する事項
- (11) 事業報告に関する事項
- (12) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (13) 施設の管理上生じた損害の賠償に関する事項
- (14) 留意事項及び協議事項
- (15) 前各号に掲げるもののほか、市長が別に定める事項

(権利義務の譲渡等)

第10条 指定管理者は、施設の管理業務により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、市長の承諾を得た場合は、この限りでない。

(全部委託の禁止)

第11条 指定管理者は、1の施設に係る当該指定管理者の業務の全部を第三者に

委託してはならない。

（事業報告書の作成及び提出）

第 1 2 条 指定管理者は、毎年度終了後 3 0 日以内に、その管理する施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長等に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第 1 4 条第 1 項の規定により指定を取り消されたときは、指定を取り消された日から起算して 3 0 日以内に指定を取り消された日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

（1）管理業務の実施状況

（2）施設の利用状況

（3）利用に係る料金の実績

（4）管理に係る経費の収支状況

（5）前各号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために必要なものとして市長が定める事項

（業務報告の聴取等）

第 1 3 条 市長等は、施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

（指定の取消し等）

第 1 4 条 市長等は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずるものとする。

2 市は、前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害が生じても、その賠償の責めを負わない。

（原状回復義務）

第 1 5 条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は前条第 1 項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に復さなければならない。ただし、市長等の承認を得たときは、この限りでない。

（損害賠償義務）

第 16 条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

（委任）

第 17 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。